

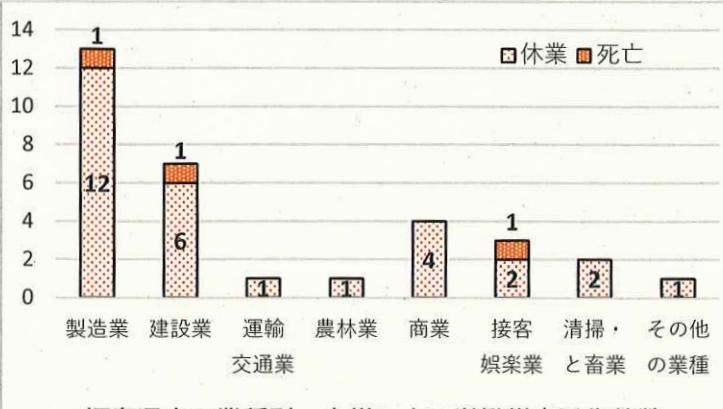
火災による労働災害を防止するための対策を実施してください！！

～労働災害防止のための情報提供～



火災労働災害の防止

にトライ



福島県内において、平成19年から令和3年（速報値）までの火災による休業4日以上の労働災害は32件発生しており、そのうち3件が死亡災害でした。

業種別では左図のとおり、幅広い業種で火災による労働災害が発生していることから、全ての業種で、以下の「再発防止対策」を実施して火災による労働災害を防止するための対策の徹底を図ってください。

【参考災害概要 1】

工事現場で溶接作業を行っていたところ、溶接火花が飛んで、近くに置いていた塗装液に引火し、作業者が火傷した。



参考図（職場の安全サイトから抜粋）

【参考災害概要 2】

工場内の休憩所で休憩していたところ、工場建屋で漏電による火災が発生し、避難口が分からずに逃げ遅れて、一酸化炭素中毒になった。



参考図（職場の安全サイトから抜粋）

再発防止対策

- 揚げ物のカスや高温の油をふき取った布等を容器にまとめて入れる場合には、水を十分しみ込ませる等の措置を講じてください。
 - ・揚げ物のカスや高温の油をふき取った布をまとめて容器に入れる等すると、酸化熱により自然発火する恐れがあります。（いわき市HPより）
- 溶接作業や金属切断・研磨作業等の火花が発生する作業を行う場合には、周囲に引火性の物を置かないようにしてください。
 - ・平成30年7月27日付け基安安発0727第2号「建設現場における火災による労働災害防止について」を参照してください。
 - ・引火性の物を置いてはいけない範囲を明示するか、その旨を掲示してください。
- 工場や事務所等で火災発生を想定した避難訓練を実施してください。
 - ・避難訓練時に防火シャッターや防火扉等、火災時に締め切る場所を周知してください。
- 避難口誘導灯を設置したり、床に蓄光塗料で避難経路を表示する等、暗闇でも避難口等が分かるよう工夫してください。
- 外国籍の労働者が在籍する場合には、その者の母国語で避難経路や避難口を表示してください。